

○ 担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	